

ID: 45

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	退館命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町文化会館設置及び管理に関する条例施行規則 第18条		
例 規 番 号	平成元年 教育委員会規則第4号		
<p>【根拠条文】 (入館の制限) 第十八条 館長は、次の各号の一に該当する者に対して入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 でい酔者又は伝染性疾患にかかっている者 二 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物を携帯する者 三 その他、館長の指示に従わない者 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日